

令和6年度 とまこまい成年後見支援センター 事業計画

1 取組方針と課題について

◎取組方針

とまこまい成年後見支援センター（以下「センター」という。）は、東胆振3町を支援対象を含む広域センター及び中核機関として、3年目を迎えたところである。第二期成年後見利用促進計画にあるように、どこに住んでいても等しくその方の権利が守られるよう、中核機関として権利擁護支援の中心的な役割を果たしていく必要がある。苫小牧市・3町ともに成年後見制度利用の潜在的なニーズは増えているが、今後については、法定後見だけでは対応できない課題に向けた検討等についても取り組んでいきたい。

◎機能ごとの現状と課題

(1) 広報について

昨年度は、苫小牧市と安平町で一般市民向け講演会及び相談会を開催した。

講演会については、東京より市民後見人として活躍している漫才師を講師に招き、あわせて市民後見人からの活動報告も実施し、多くの方に参加いただいた。

また、昨年度に引き続き、苫小牧市内のコミュニティセンター2か所において、成年後見支援センター職員による成年後見制度の説明会と相談会を開催した。

相談会で寄せられた内容としては、法定後見、任意後見、相続等に関するものが多く見られ、今年度も相談会を開催する予定であるが、参加者が少数に留まっているため、これまで以上に周知方法を工夫していきたい。

(2) 相談対応について

・地域ケア会議等への出席

センターとして、地域包括支援センターの地域ケア会議や個別ケース会議、障がいの相談支援事業所や行政が開催するケース会議等には、ほぼ全て参加している。令和6年度についても、引き続き出席していく。

・TM（とま）ネットワーク会議

令和5年度は、弁護士・市・センターが支援者からの相談を受ける権利擁護支援会議（通称：TM ネットワーク会議）を11回開催している。個別のケースについて、弁護士から気軽に法的助言をもらったり、市の考え方を確認できたりする場として好評を得ている。

令和6年度についても、月1回のペースで開催する予定である。

・東胆振3町への相談支援

東胆振3町については、センター職員が毎月定例で出張相談に出向き、各町にて一時相談支援やケース相談、同行支援を実施している。令和6年度についても、巡回相談を継続していく。

(3) 成年後見制度利用開始に至るまでの支援について（権利擁護支援チームの形成支援機能）

・受任調整会議

受任調整会議は毎月実施しており、審議件数が非常に多くなってきていることから、令和5年12月から月2回のペースで開催している。それに伴い、会議の時間短縮や急ぎのケースへの対応が可能となった。

・受任調整会議以外のマッチング方法について

上記のとおり受任調整会議の審議件数が増えているため、中核機関として専門職や法人等へ個別に打診した上、受任調整会議に掛けずに受任候補者を決める方法を試行的に実施している。

また、申立てに際し、後見支援センター職員が本人と事前に面談し、申立ての趣旨及び受任候補者の希望を確認していくよう努めていきたい。

・市民後見人養成講座

令和5年度は、苫小牧市で3回、3町分として厚真町で1回開催した。

苫小牧市の第2回目は、働いている方でも受講しやすい平日夜間に開催したところ、受講者数が20名と大幅に増加した。また、都合が付かず受講できなかった科目は次回以降の講座で受講できるようにする等、柔軟に対応したところ、受講者からも好評であった。

苫小牧市における夜間開催は、令和6年度も実施している（6月～7月）。

また、3町分については、6月からむかわ町で、9月から厚真町で開催予定。

(4) 成年後見制度利用開始後の支援について（権利擁護支援チームの自立支援機能）

・市民後見人への支援

市民後見人が初めて個人受任したケースには、概ね1年間の後見監督を行っている。

後見監督が終了したケースについても、年に4回業務報告を提出してもらい、後見業務の状況を確認している。市民後見人1名に対して2名のセンター職員を担当者とする体制になって2年が経過したが、市民後見人から様々な意見を聞くことができるようになり、メール等による相談も増えている。また、ニュースレターの定期的な配信により、市民後見人とセンター職員との距離が近くなっていることも実感している。

・専門職及び親族後見人への支援

専門職後見人については、依頼や問合せに応じて随時対応している。

親族後見人についても、依頼があれば対応したいと考えているが、相変わらず依頼はほぼない状況となっている。今後も、成年後見支援センターが親族後見人の支援を実施できる機関であることの周知を継続していきたい。

(5) 意思決定支援について

意思決定支援については、センター職員及び関係機関向けの研修を行うとともに、意思決定支援ミーティングを積極的に開催できるようにしていきたい。

- ・センター職員向け意思決定支援研修 月1回（内部研修及び外部講師を招いての研修）
- ・関係機関向け意思決定支援研修 年1～2回予定

2 主な事業の実施時期

(1) 第16期～18期市民後見人養成研修

- ・ 苫小牧市では、6月（夜間）・10月・1月開講予定（計3回）。
- ・ 引き続き、受講時間を30時間程度とし、受講者の負担軽減を図る。
- ・ 3町分については、むかわ町で6月から、厚真町で9月から開講予定（計2回）。

(2) 市民向け講演会及び相談会

- ・ 苫小牧市：11月開催予定
- ・ 3町分：厚真町にて11月開催予定

(3) 市民向け制度説明会及び相談会

- ・ 苫小牧市：9、10、11月予定
- ・ 3町分：11月予定

(4) 市民後見人フォローアップ研修（養成講座修了者向け）

- ・ 7月、2月予定

(5) 市民後見人研修（名簿登録者向け）

- ・ 6月、3月予定

(6) 家庭裁判所との懇談会

- ・ 専門職、行政等により、12月実施予定

3 その他の課題について

(1) 身寄りのない人の支援及び権利擁護について

- ・ 身寄りのない人の支援等に関する問題は年々増加しており、深刻さを増している。
- ・ 令和6年度についても、市・社協・センターの共催により、苫小牧市内の支援者向けに身元保証について考える研修を実施する。
- ・ 令和5年度には、身寄りのない人に何かがあった時に備えて、支援者と本人とで情報を共有できるようにするアセスメントシート「もしもシート」を作成したため、今後は支援者・本人の双方へ普及・啓発を進めていきたい。※「もしもシート」については別紙参照

(2) 中核機関業務と法人後見業務について

- ・ 中核機関としての認知度が上がったことにより、個別相談・同行支援、カンファレンスや地域ケア会議等への出席が年々増えている。
- ・ 法人後見についても、令和6年3月末現在で受任件数は134件となり、昨年度と比べて30件以上増加している。
- ・ 上記のとおり、中核機関としての業務、法人後見の業務ともに増えており、センター職員の負担も重くなっているため、引き続き事務処理の効率化に取り組んでいく必要がある。